

三 田 市

令和8（10月）・9・10年度（令和8年10月1日～令和11年3月31日）追加登録

入札等参加資格審査申請書 提出要領 （建設工事）

- 1 受付期間 **令和8年8月3日（月）～令和8年8月17日（月）**
入札等参加資格審査申請フォームにより申請（市ホームページに掲載）
※郵送での受付は行いません。
（なお、経常建設共同企業体については随時受付をしています。申請書類の審査後、要件を満たせば登録いたします。）
- 2 参加資格の有効期間 **令和8年10月1日～令和11年3月31日（2.5年間）**
※随時受付は行わないため、必ず期間内に申請してください。
※今回は令和8年4月に登録した名簿への追加登録の手続きとなります。（名簿に登録済みの方は申請不要）
- 3 提出書類 「提出書類一覧表（建設工事）」のとおり
- 4 申請先 契約検査課に申請された方は、教育委員会、上下水道部及び市民病院への申請は必要はありません。
- 5 提出方法 **申請フォームのみの申請となります。窓口・郵送での受付は行いません。**
提出書類は提出一覧表（建設工事）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとしてください。
※全提出書類は1つのファイルとしてください。ただし、1つの項目に添付できる容量は10MBまでとなっているため、容量が10MBを超える場合は、分割して添付してください。
PDFデータの名称は、「会社名（建設工事）1～3.pdf」としてください。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）
- 6 参加資格 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者で、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けた者。
※経営規模等評価結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」のうち「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の項目において、数値等の欄に「無」がある場合、入札等参加資格審査申請を受け付けません。
次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格は認められません。
 - (1) 当該入札等に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号まで又は三田市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成24年7月1日施行）第3条各号に該当する者
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札等代理人として使用する者でその事実があった後3年を経過しない者
 - (5) 徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除き、法人税若しくは申告所得税、消費税及び地方消費税、三田市内に本店、支店若しくは営業所等がある場合における三田市市税を滞納している者
- 7 審査結果 審査の結果、入札等に参加する資格を有する者として市が認定したときは、令和8年10月1日に有資格業者として名簿に登録します。
- 8 電子入札用IDとパスワードの交付 手元に電子入札用IDとパスワードがない方は、これを返送する返信用封筒1部を郵送してください。（すでに交付を受けている方は不要）返信用封筒へは切手を貼り付けてください。
※〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市総務部契約検査課 宛

- 9 注意事項
- ①虚偽の事項の記入等が認められた場合は、参加資格を取り消すことがあります。
 - ②暴力、贈賄等不正行為により起訴されたときは、直ちに届け出てください。
 - ③申請書類の提出後に、その内容について変更が生じた場合は、速やかに変更申請フォームで変更届を提出してください。（様式は三田市ホームページに掲載しています。受付番号記入のこと、窓口・郵送での受付は行いません。）
 - 入札参加希望業種の変更の取扱いについて、下記の運用とさせていただきます。
※項目を追加する場合は、追加審査の受付期間に変更届を受付し、審査後名簿追加登録時に項目を追加します。（最下位順位以降に追加します。項目の最大登録数は7つなので、その範囲内で項目の追加が可能です。）
※項目を削除する場合は、変更届を受付し削除します。（常時受付します。）項目の削除により順位が空白となった項目は下位順位の項目を順番に繰り上げます。
※項目の順位は、定期審査後の名簿一斉更新時に確定しますが、有効期間途中の順位の入れ替えはできません。
※詳細は三田市ホームページを参照ください。
https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/11/gyomu/nyusatsu_keiyaku/6/8/1113.html
 - ④入札等参加資格者名簿は、三田市ホームページに掲載しています。
 - ⑤申請書類の記載方法など、不明な点がありましたら、まずはQ&Aをご確認ください。
 - ⑥その他、「三田市入札等参加資格審査要綱」を確認してください。

10 今後の予定

名簿の有効期間を3年間とし、全3業種（「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品・役務提供等」）の業種ごとにそれぞれ受付年度を設けることとしております。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
建設工事		有効期間 3年			有効期間 3年	
測量・建設 コンサルタント等		有効期間 2年		有効期間 3年		
物品・ 役務提供等	有効期間 1年		有効期間 3年			

11 工事契約制度の基本的な考え方

当市における入札方式は次のとおりです。

予定価格（万円）	工 事	入 札 方 法
200以下	すべて	紙入札（原則）・指名競争入札
200超～1,000未満	すべて	電子入札・指名競争入札
1,000～15,000未満	土木・建築・舗装・管・造園・電気	電子入札・地域公募型一般競争入札（事後審査方式）
	上記以外（案件により上記工種を含む。）	電子入札・制限付一般競争入札
15,000～30,000未満	土木・建築・舗装・管・造園・電気	電子入札・地域公募型一般競争入札
	上記以外（案件により上記工種を含む。）	電子入札・制限付一般競争入札
30,000～	舗装・管・造園・電気	電子入札・地域公募型一般競争入札
	上記以外（案件により上記工種を含む。）	電子入札・制限付一般競争入札

また、地域経済の活性化の観点から、業者指名及び、一般競争入札等の要件設定に関する考え方は次のとおりとしていますので、あらかじめご承知おきください。

- 1 指名競争入札については、原則、市内に本社・本店を有する業者（以下「市内業者」という。）を対象とします。市内業者がいない又は少ない場合に限り、市外業者も指名の対象とします。
- 2 地域公募型一般競争入札とは、市内業者（案件により市内業者を構成員に含む経常建設共同企業体を含む。）を対象としたものです。
- 3 制限付一般競争入札とは、市内業者及び市外業者を対象としたものです。ただし、案件により地域要件（県内に限る等）を設定又は市内業者を構成員に含む特定建設共同企業体のみを対象とする場合があります。

※ 当市における入札方式別の案件数等については、発注予定工事情報（ホーム＞市政情報＞入札・契約＞発注予定情報）の入札・契約の方法を参考にしてください。

12 問い合わせ先 三田市 総務部 契約検査課
電話番号 079-559-5019 （電話をかける前に必ずQ&Aを確認してください。）

提出書類一覧表（建設工事）

※提出書類は提出一覧表（建設工事）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとしてください。証明書等については、スキャナー等で読み取りPDFデータとしてください。PDFデータの名称は、「会社名（建設工事）1～3.pdf」を必ず入力してください。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）

	提出書類	様 式 等	
1	入札等参加資格審査申請書 （建設工事）	指定様式	
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	最新年度分（提出日に有効期間内のもの） ※ 社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」）に加入していること（除外を含む）を入札等参加資格審査申請の要件としますので、いずれかの加入が無い場合には入札等参加資格申請を受け付けません。 ただし、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知日の後に社会保険等に加入している場合には、それを証明する領収証書等を提出することにより確認ができる場合にのみ、受け付けることとします。	
3	建設業許可証明書	最新の許可通知又は許可証明書	
4	受任者の建設業許可状況が確認できる書類（受任者を設ける場合のみ）	受任者を設ける場合は、受任者となる支店・営業所等の建設業許可状況が確認できる書類（建設業許可申請書 別紙二（2）営業所一覧表）	
5	使用印鑑届	指定様式	
6	印鑑登録証明書	法人の場合・・・法務局発行のもの。 個人の場合・・・市町村発行のもの	
7	工事経歴書	任意様式（参考様式あり。同一内容であれば任意の様式可）直近2年分	
8	監理・主任技術者名簿	任意様式（参考様式あり。）同一内容であれば任意の様式（市内業者以外は経審提出時の様式等可） ※ <u>市内に本社のある方は、名簿と監理技術者証及び監理技術者講習修了証等を提出してください。</u> <u>市外に本社のある方は、名簿のみの提出となり、監理技術者証及び監理技術者講習修了証等の提出は不要となります。</u>	
9	専任技術者証明書 （市内業者のみ）	営業所における専任技術者が確認できる書類（建設業許可申請書 別紙四 専任技術者一覧表）	
10	代表者証明	法人	法人の場合・・・商業登記履歴事項全部証明書
		個人	「後見登記等に関する証明」、「破産に関する証明」（本籍地の市区町村）、「 登記されていないことの証明書（法務局） 」 ※「登記されていないことの証明書」は、法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもので、神戸地方法務局の窓口または郵送の場合は東京法務局で発行されます。 ※外国人の方は「住民票の写し」
11	納税証明書	国税	税務署発行のもの 法人の場合・・・法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） 個人の場合・・・所得税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の2）
		市税	三田市市民課・各サービスコーナー発行のもの ○三田市内に本社又は契約締結権のある営業所等を有する法人の場合・・・ ①法人市民税に係る令和6年10月1日を含む事業年度の納税証明 ②法人の固定資産税に係る令和7年度分の納税証明 ③代表者個人（三田市民の場合のみ）の三田市税（市県民税・固定資産税）に係る令和7年度分の納税証明 ○三田市内の個人事業者の場合・・・ 代表者個人（三田市民の場合のみ）の三田市税（市県民税・固定資産税）に係る令和7年度分の納税証明 ＊非課税で納税証明がないときは所得・課税証明を提出してください。 ＊固定資産税については、共有分は不要です。
			＊法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書（任意様式）を提出してください。 <u>＊滞納がある場合は受付できません。</u>
12	建設業退職金共済事業加入履行証明書	※履行実績がなく、証明書が提出できない場合は、「受注の際は加入する」旨の誓約書（任意様式）を提出	
13	資本関係・人的関係に関する調査	親・子会社等、役員の兼任状況等について記載してください。（書ききれない場合は別紙可）	
14	I S O 認証取得証明	I S O 認証取得証明を示す登録証の写し（認証取得の場合）	
15	確認チェックシート	指定様式	

入札等参加資格審査申請書【建設工事】

令和 年 月 日
三田市長 あて

令和8・9・10年度に三田市で行われる建設工事に係る競争入札等に参加するに当たり、資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違しないこと及び以下のことを誓約します。
競争入札等に参加するに当たり、公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るための連合などを一切行ないません。

申請書記載担当者（自治体からの連絡に対応できる方の情報を入力してください。）

該当する区分に○印を付けてください		本社 / 支店・営業所等 / 行政書士		メールアドレス	
担当者		電話番号			

※行政書士が代理申請する場合もこちらに記載してください。

入札、契約事務担当者

担当者		電話番号	
メールアドレス			

※メールアドレスは、入札（見積）通知を受け取るアドレスとしてください。

申請者	ふりがな		ふりがな	
	商号又は 名 称		代表者 職氏名	(職)
				(氏名)
	所在地	〒 -	電話番号	() -
FAX番号			() -	

受任者（支店・営業所等に契約締結権限を委任する場合のみ記載）

私（申請者）は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する権限を委任します。

- 1 見積書の提出及び入札参加に関すること。
- 2 契約締結に関すること。
- 3 保証金及び前払金の請求、受領に関すること。
- 4 代金請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他契約の履行に関すること。

受任者※	ふりがな		ふりがな	
	商号又は 名 称 (支店又は 営業所名等)		受任者 職氏名	(職)
				(氏名)
	所在地	〒 -	電話番号	() -
FAX番号			() -	

※委任されない場合は上記の受任者欄に斜線を引いてください。

入札参加希望業種

※経審対象建設工事の種類の内、入札参加希望7業種を下記より選ぶこと。許可区分は該当する方に○をつけること。

順位	許可区分	番号	建設工事の種類	総合評定値(P)				順位	許可区分	番号	建設工事の種類	総合評定値(P)			
1	一般・特定							5	一般・特定						
2	一般・特定							6	一般・特定						
3	一般・特定							7	一般・特定						
4	一般・特定							審査基準日		令和 年 月 日					

建設工事の種類	番号	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	
	業種	土木一式	建築一式	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	
	番号	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	業種	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体

(記載方法について)

申請者の商号又は名称(法人名等)、代表者職氏名、所在地等を必ず記載していただくことのほか、担当者の氏名、連絡先を記載してください。

メールアドレスがない場合は、記入していただく必要はありません。

連絡先は、固定電話番号としてください。固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも結構です。電話での対応が困難であるなど障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載していただくこともできます。

【入札参加希望業種】

入札参加希望業種の変更の取扱について、下記の運用とさせていただきます。

※項目を追加する場合は、追加審査の受付期間に変更届を受付し、審査後名簿追加登録時に項目を追加します。(最下位順位以降に追加します。項目の最大登録数は7つなので、その範囲内で項目の追加が可能です。)

※項目を削除する場合は、変更届を受付し削除します。(常時受付します。)項目の削除により順位が空白となった項目は下位順位の項目を順番に繰り上げます。

※項目の順位は、定期審査後の名簿一斉更新時に確定しますが、有効期間途中の順位の入れ替えはできません。

使 用 印 鑑 届

使用印鑑	
------	--

上記の印鑑を、入札・見積、契約の締結、代金の請求及び受領、その他契約に関して使用したいので届け出ます。

令和 年 月 日

三 田 市 長 あて

申請者名

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

実印	
----	--

注) 1 申請者名は必ず代表者でお願いします。

2 受任者を定めたときは、受任者の使用印鑑を届けてください。

工 事 経 歴 書

(登録業種区分)

(商号又は名称)

発 注 者	元請・下請の区分	工 事 名	金額 (千円)	着 手 日		
				完成日または完成予定日		
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日
			千円	年	月	日
				年	月	日

(記載要領)

この表に書ききれない場合は、エクセル上で行を追加するか、複数のPDFファイルに記載してください。

本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成してください。

本表は、直近2年間の主な工事について記入してください。

下請については「発注者」の欄に元請業者名を記入し「工事名」の欄には下請工事名を記入してください。

金額は、消費税込みの金額を記入してください。

独自書式が税抜契約額の記載となっている場合は、税抜きと明記してください。

監理・主任技術者名簿 記載要領等（資格一覧表）

- 1 この名簿に記載する技術者は、三田市内の公共工事に従事することが可能な技術者を記載してください。

- 2 この名簿に記載した監理技術者については、財団法人建設業技術センター発行の指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等を添付してください。（※市内業者のみ）

- 3 主・監区分欄は、次の番号により記載してください。

主任技術者・・・0 監理技術者・・・1

- 4 生年月日欄の年号は、次の番号により記載してください。

明治・・・1 大正・・・2 昭和・・・3 平成・・・4

- 5 保有する国家資格等欄は、次の番号により記載してください。

一級建設機械施工技士	・・・1	一級建築士	・・・13	国土交通大臣認定者（土木）	・・・25
二級建設機械施工技士	・・・2	二級建築士	・・・14	国土交通大臣認定者（鋼構造）	・・・26
一級土木施工管理技士	・・・3	技術士（建設部門）	・・・15	国土交通大臣認定者（舗装）	・・・27
二級土木施工管理技士	・・・4	技術士（農業部門）	・・・16	国土交通大臣認定者（建築）	・・・28
一級建築施工管理技士	・・・5	技術士（機械部門）	・・・17	国土交通大臣認定者（電気）	・・・29
二級建築施工管理技士	・・・6	技術士（水道部門）	・・・18	国土交通大臣認定者（管）	・・・30
一級電気工事施工管理技士	・・・7	技術士（林業部門）	・・・19	国土交通大臣認定者（造園）	・・・31
二級電気工事施工管理技士	・・・8	技術士（電気部門）	・・・20	消防法、職業能力開発促進法等に規定する資格	・・・32
一級管工事施工管理技士	・・・9	技術士（衛生工学部門）	・・・21	技術者（法第7条第2号該当者）	・・・33
二級管工事施工管理技士	・・・10	第一種電気工事士	・・・22	技術者（法第15条第2号該当者）	・・・34
一級造園工事施工管理技士	・・・11	第二種電気工事士	・・・23	その他資格	・・・35
二級造園工事施工管理技士	・・・12	電気主任技術者	・・・24		

監理・主任技術者名簿

(商号又は名称)

主・監 区分	監理技術者 資格者証交 付番号	氏 名	生年月日				保有する国家資格等 (資格一覧表より番号を記入すること。32～35 については当該資格名等を記入のこと。)
			年 号	年	月	日	

この表に書ききれない場合は、エクセル上で行を追加するか、複数のPDFファイルに記載してください。

記載に当たり疑問がある場合はQ & A（建設工事）を確認してください。

資本関係・人的関係等に関する調書

入札等参加資格申請日現在、入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は、つぎのとおり相違ありません。

令和 年 月 日

三田市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

資本関係・人的関係等の有無
(該当に☑をしてください。)

- ☐ 競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は、ありません。
☐ 競争入札参加資格者間における資本関係・人的関係等は以下のとおりです。

1 資本関係

① 会社法第2条第3号の2及び第4号の2の規定による親会社等又は子会社等について

商号又は名称	

② ①に記載した親会社等の他の子会社等(自社を除く)

商号又は名称	

2 人的関係

役員の兼任状況

当社の役員		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

※「役員」は、会社の代表権を有する取締役(代表取締役)・取締役(社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。指名委員会等設置会社にあつては執行役又は代表執行役)・持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者・民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人。(※取締役には、非常勤を含む。※監査役、会計参与、執行役員は該当しない。)

※会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合も含む。

3 その他

① 所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

商号又は名称	所在地	関係

② 本市入札に関わる営業活動に携わっている者が同一である他の会社

商号又は名称	所在地	関係

③ 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社

商号又は名称	所在地	同一内容(○をつけること)
		電話・FAX・メールアドレス・他()
		電話・FAX・メールアドレス・他()

三田市入札等参加資格審査申請書に必要な書類 確認チェックシート （建設工事）

申請書の提出の際は、書類や記載漏れ等がないか確認し、担当者チェック欄に☑のうえ、提出してください。

	提出書類の確認内容等	担当者チェック欄
1	必要書類【提出書類一覧表（建設工事）】は全て整っていますか。	☐
2	申請書と申請フォームの内容は一致していますか。	☐
3	手元に電子入札用IDとパスワードがない方は、これを返送する返信用封筒1部の郵送準備はできていますか。（交付を受けている方は不要）	☐
4	提出書類には日付（記入日）が入っていますか。	☐
5	商号又は名称、所在地と郵便番号、代表者の職名と氏名（ふりがなを含む）、電話番号、FAX番号に記載漏れ及び記載誤りはありませんか。	☐
6	受任者を設ける場合、受任者欄に商号又は名称、所在地と郵便番号、受任者職氏名（ふりがなを含む）、電話番号、FAX番号に記載漏れ及び記載誤りはありませんか。	☐
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書等の内容欄の審査基準日に記載漏れはありませんか。（経営規模等評価結果通知書と同じ日付にしてください。）	☐
8	経審対象建設工事の許可区分に、一般か特定のどちらかに○をつけていますか。（経営規模等評価結果通知書の左端の許可区分を確認してください。）	☐
9	経審対象建設工事の番号・業種と建設工事の種類が一致していますか。	☐
10	建設業許可を証明する書類はありますか。	☐
11	建設業許可の有効期限は切れていませんか。	☐
12	受任者を設ける場合、受任者となる支店・営業所等の建設業許可状況が確認できる書類を添付していますか。（建設業許可申請書 別紙二（2）営業所一覧表）	☐
13	使用印鑑届の実印が印鑑証明書の印と同じになっていますか。	☐
14	使用印鑑届の使用印鑑欄及び実印欄の両方とも押印していますか。	☐
15	印鑑証明書の発行日は3か月以内ですか。	☐
16	市内業者の方は、監理・主任技術者名簿と監理技術者証及び監理技術者講習終了証等がありますか。（市外業者の方は、監理・主任技術者名簿のみ）	☐
17	市内業者の方は営業所における専任技術者が確認できる書類はありますか。（建設業許可申請書 別紙四 専任技術者一覧表）	☐
18	代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）はありますか。また、証明書の発行日は3か月以内ですか。	☐
19	代表者証明の本店と申請書の商号又は名称は同じになっていますか。	☐
20	建設業退職金共済事業加入履行証明書はありますか。	☐
21	資本関係・人的関係等に関する調書はありますか。	☐
22	添付書類は提出一覧表（建設工事）により確認のうえ、番号順に1つのPDFデータとなっていますか。	☐
23	添付書類のPDFデータの名称は、「会社名（建設工事）1～3.pdf」となっていますか。（末尾の数字：分割なしは数字なし、2分割の場合は1と2、3分割の場合は1と2と3）	☐
24	令和8年9月30日までに参加資格を却下する旨の連絡がない場合は、有資格登録名簿に登録されていることを理解しています。	☐

入札等参加資格審査申請関係Q & A

種類	質問	回答
建設工事	本社、支店の両方で申請できないか。	本社、支店のどちらか一方でしか申請できません。
2	登記上の住所と実際の住所が異なる場合、どちらの住所を書けばよいか。	2 段書きにし、登記上の住所と実際の住所を記入してください。
3	委任状の様式がないが任意様式での提出は必要か。	委任に関する事項は入札等参加資格審査申請書に含めておりますので別紙での提出は不要です。
4	使用印鑑が実印と同じ場合は。	使用印鑑と実印の両方に押印してください。
5	使用印鑑が「会社の印」（丸印）という名称のものでもよいか。	実印によって、会社の方で認められていれば結構です。
6	申請書の委任事項について、契約代金の受領のみ本社で行いたいのでその部分だけ削除してよいか。	申請書で提示している内容については、全て委任となります。口座のみ本社名義のときは債権者登録の口座情報で対応してください。
7	法人設立後間もないため、まだ財務諸表がない。	その旨の申立書を提出してください。申立書には会社名、実印または使用印鑑による押印が必要です。
8	受任者商号又は名称の欄はどう記載するのか。	〇〇支店、〇〇営業所と記載してください。
9	受任者職氏名の欄はどう記載するのか。	支店長 〇〇〇〇、営業所長 〇〇〇〇などと記載してください。
10	経審が期限が切れてしまい期間中に間に合わない。	更新処理中の場合は旧のものを提出し、新しいものが出来次第提出してください。（ただし、新しいものの提出があるまでは指名は行いません。）
11	新しい会社で経審の手続き中で期間中に間に合わない。	今回は申請できません。次回以降に申請してください。
12	経審を受けた時と技術者が変わっている。	申請時点の技術者を記入してください。
13	建設業の許可を得ていない支店に委任できるか。	建設業の許可がない支店には委任できません。受任者を設ける場合は受任者の建設業許可状況が確認できる書類の提出をお願いしています。
14	監理・主任技術者名簿の右上の欄は受任支店名で記入してもよいか。	本店、支店のどちらでも結構です。
15	電子通信工事業という技術者資格がリストの中にないがどう書けばいいか。	3 5 を選び、具体的な資格名を記入してください。

入札等参加資格審査申請関係Q & A

種類	質問	回答
16	監理・主任技術者名簿に押印は必要か。	押印は必要ありません。
17	監理・主任技術者名簿について、土木のみ希望する場合は土木の資格者のみ記入すればいいか。	三田市発注工事の従事予定者のみで結構ですが、土木以外の資格がある場合はその資格についても記入してください。
18	監理・主任技術者名簿について、すべての資格者証等が必要か。	監理技術者証及び監理技術者講習修了証等のみで結構です。提出が必要となるのは市内に本店のある方のみとなります。
19	工事経歴書が独自書式が、税抜契約額の記載となっている。	税抜きと明記してあれば結構です。
20	経審の点数（P）はあるが、完工高が0の場合でも希望業種としてよいのか。	点数（P）があれば希望業種として申請できます。
21	国税の納税は何年分が必要か。	その3の3又はその3の2を取得すれば、これまですべての未納なしの証明となります。（概ね3か月以内に取得した未納のない証明であれば、年度は問いません。）
22	代表者個人の納税証明について年度途中で代表者が代わった場合は前任の納税証明は必要か。	申請時点での代表者の納税証明だけで結構です。
23	国税の納税証明書は、電子申請ができますか。	国税の納税証明書は、電子申請で交付請求も可能です。（詳しくは、e-Taxホームページ「 https://www.e-tax.nta.go.jp/ 」をご覧ください。）
24	三田市税の納税証明は固定資産税の共有分は必要か。	共有分は必要ありません。
25	三田市の納税証明書等は、電子申請ができますか。	三田市の納税証明書等で電子申請にて交付請求できるものもあります。詳しくは、三田市ホームページ「 https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/16/gyomu/todokede_shomei/3/19279.html 」をご覧ください。
26	証明書の有効期限は。	申請書の提出日から、概ね3か月以内のものでお願いします。
27	上下水道部、教育委員会、市民病院には別途必要か。	契約検査課のみへの申請となります。
28	建退共加入履行証明書の履行実績がない場合はどうすればよいか。	「受注の際は加入する」旨の誓約書を添付してください（任意様式）。誓約書には会社名、実印または使用印鑑による押印が必要です。
29	建退共加入履行証明書は、中小企業退職金共済の分でもよいか。	中小企業退職金共済、独自の共済の分でも結構です。未加入の場合は、「受注の際は中小企業退職金共済等に参加する」旨の誓約書を添付してください（任意様式）。誓約書には会社名、実印または使用印鑑による押印が必要です。
30	資本関係・人的関係等に関する調書について、関連会社が多くあるがどこまで記載すればいいか	当市に審査申請される会社のみ記載してください。ホームページに名簿を公表していますので、参考にしてください。

入札等参加資格審査申請関係Q & A

種類	質問	回答
31	資本関係・人的関係等に関する調書について、他の部門に登録している関連会社があるがそれも必要か	同一部門（建設工事なら建設工事）の会社だけ記載していただければ結構です。